

特別養護老人ホーム

「かつろくの里」 (ユニット型)

重要事項説明書

## 特別養護老人ホーム「かつろくの里」(ユニット型)

### 重要事項説明書

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 新庄かつろく会
- (2) 法人所在地 山形県新庄市金沢字西ノ山3027番4
- (3) 電話番号 0233 (23) 8060
- (4) 代表者氏名 理事長 山科 美子
- (5) 設立年月日 平成 8 年 7 月 12 日
- (6) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。  
【通所介護事業】 定員 20名

#### 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設(ユニット型)  
平成 27年 8月 29日指定 山形県 0671101129号
- (2) 施設の目的  
特別養護老人ホームユニットケア施設において、介護保険法及び関係法令に基づき、その専門性を生かし、ご利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム「かつろくの里」
- (4) 施設の所在地等 山形県新庄市金沢字西ノ山3027番10
- (5) 電話番号 電話 0233 (28) 7870
- (6) 施設管理者 施設長 大石 稔
- (7) 当施設の運営方針  
従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月日 平成15年9月1日 (ユニット型)
- (9) 入所定員 40名 万場町ユニット10名 本町ユニット10名  
神明町ユニット10名 石川町ユニット10名

#### 3. 居室の概要

施設は、万場町・本町ユニット、神明町・石川町ユニットが従来型施設(特養40床、ショート8床)と渡り廊下で結ばれており、ユニット部分は居室の配置を工夫し、ご利用者のプライバシー尊重を重視しました。居室は全室個室で冷暖房完備、洗面台が付いています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	40室	エアコン、洗面台、低床ベッド、テラス
共同生活室(リビング)	4室	各ユニット
共同トイレ	12室	各ユニット3ヶ所ずつ計12箇所
浴室	1室	主な設置機器]平行棒、歩行器、滑車など
医務室 機能訓練室	1室	主な設置機器]平行棒、歩行器、滑車など

○上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

○ご契約者及びご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

- 生活相談員 … 1名以上  
ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 介護職員 … 17名以上  
ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。
- 看護職員 … 3名以上  
主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員 … 1名以上  
ご利用者の機能訓練を担当し、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同して個別機能訓練計画を作成します。
- 介護支援専門員 … 1名以上  
ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 管理栄養士 … 1名以上  
ご利用者の状態を把握し、ご利用者の状態にあった食事の献立を作成するとともに、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、ご利用者の摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- 医師 … 1名（非常勤）内科  
ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者（施設長） 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 機能訓練指導員	8：30～17：00
2. 医師（内科）	1回／2週
3. 介護職員	A（早番） 7：00～16：00
	B（遅番） 10：00～19：00
	当（夜勤） 17：00～ 9：30
4. 看護職員	A（早番） 7：30～16：00
	B（遅番） 10：00～18：30
	日 8：30～17：00

#### 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）所持品の持ち込みについて

できるだけご自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。

特に、ご利用者の思い出の品（例えば昔の写真アルバムや自分の作品、賞状等）や普段使用し

ている食器類、お気に入りの品などをお願いします。家具や電化製品は、事前に居室スペースを確認の上、大きな物についてはあらかじめご相談ください。

## (2) 面会

緊急の場合を除き、面会時間は午前8：30～午後7：30

- ※ 面会の方は、必ず備付の面会簿に記入してください。
- ※ なお、来訪される場合、多量の食品や酒類の持ち込みはご遠慮ください。食事制限の方もおりますので、他のご利用者へのお裾わけはご遠慮ください。また、職員へのお心付けは、お断りいたします。
- ※ 感染予防のため流行時には、正面玄関に手洗いやマスクの着用、また面会制限等のご協力をお願いします。

## (3) 外出・外泊

ご家族の付き添いがあれば、外出、外泊は自由です。できるだけご協力ください。  
尚、外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」によりお申し出ください。

## (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

## (5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。  
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (6) 喫煙・飲酒

施設内での喫煙はできません。また、飲酒は、施設内居酒屋（年5回程）で、医師の許可のもと可能です。

## 6. 当施設が提供するサービス

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

利用料金は別紙に定めるとおりです。（別紙、利用料金表をご覧ください）

〈サービスの概要〉

#### ① 食事の管理

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・ 管理栄養士は、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、ご利用者の摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- ・ ご利用者の自立支援のため、原則として離床して食堂で食事をとっていただきます。  
お食事時間 ※お食事は時間内で柔軟に対応できます。  
朝食7：45～ 昼食12：00～ 夕食18：00～

#### ② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

・機能訓練指導員を中心に介護・看護職員より、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥看取り介護

・医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したご利用者において、最期を過ごす場所及び治療等についてご利用者やご家族の意向を最大限に尊重して行います。

⑦その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。  
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。(別紙利用料金表をご覧ください)

① 食事の提供に要する費用 (食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

② 居住に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等) )

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、光熱水費相当額及び室料 (建物設備等の減価償却費等) を、ご負担していただきます。(別紙利用料金表参照)

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当たり)のご負担となります。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。

○レクリエーション行事

原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担と致します。

④ 理髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービス (調髪) をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑤ 特別な食事

ご利用者及びご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

⑥ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。(別紙、利用料金表をご覧ください) 詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関(新庄市農業協同組合)に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、定期預貯金証書、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。(預かり金規定による)

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は入出金の都度、入出金台帳に記入し、毎月1回、入出金内容及び残高をご契約者へ郵送します。また、ご契約者及びご利用者から台帳及び通帳の開示を希望さ

れたときは提示します。

※なお、入院時等において、貴重品の保管管理をしている場合は、利用料金を請求させていただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ その他自己負担となるサービスの料金

・健康管理費 インフルエンザ予防接種にかかる費用等

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算してご請求致します。お支払いは、原則、窓口での現金にてのお支払いもしくは⑥に定める金融機関口座からは、預かり金取扱い規定第9条に基づき自動引き落としさせていただきます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに係る利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入所中の医療の提供について

原則として、下記の嘱託医(主治医)による定期往診で医療の提供を行います。嘱託医の専門外診療や診療時間外の対応については、ご利用者及びご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記の医療機関において優先的な診療又は入院治療を、保証するものでも義務づけるものでもありません。)

①嘱託医(主治医)

医療機関名称	診療科目	医師名
土田医院	内科	土田秀也

②協力医療機関

医療機関の名称	県立新庄病院
診療科	内科・外科・脳外科・皮膚科・形成外科・泌尿器科 他

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について) (契約書第6章参照)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当施設が解散若しくは破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者及びご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
- ⑥ 当施設から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1) ご契約者及びご利用者からの退所の申し出

契約の有効期間内であっても、ご契約者及びご利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、次の場合には即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービス

を実施しない場合

- ④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合  
\*ご利用者が病院等に入院された場合の対応について\*  
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

**①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合**

6日以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入所することが出来ます。

**②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合**

3ヶ月以内に退院された時には、退院後再び当施設に入所することが出来ます。  
退院日については、当施設の受入体制で調整させていただくことがあります。

**③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合**

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する事があります。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者及びご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得た上で、以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取し確認します。
- ③ ご利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ サービス提供中に事故が発生した場合にはすみやかに保険者、ご利用者の家族に連絡を行うと同時に必要な措置を行います。措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこととします。
- ⑦ 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を行い、災害発生後の業務継続に向けた必要な取り組みを行います。
- ⑧ 事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑨ 感染症又は食中毒生防止、まん延防止を図り、発生後の業務継続に向けた必要な取り組みを行います。
- ⑩ 虐待を未然に防止するための組織内体制整備に努め、発生した場合にはすみやかに必要な措置を行います。
- ⑪ 事業者は、施設職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制整備に努めます。なお、医療・介護関係の資格を有しない職員について、認知症介護基礎研修を受講するように努めます。
- ⑫ 事業者は、施設内のハラスメント対策を強化します。なお、ご利用者やその家族等から受けるものも含むこととします。

## 9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 10. 残置物の引き取り等

ご利用者の入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)は、2週間以内にご契約者に引き取っていただきます。尚、期限を過ぎても、ご契約者が残置物の引き取りを履行しないときは、ご契約者に連絡のうえ、残置物を強制的にお引渡しいたします。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。



## 1 1. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 涌井 良彦

（TEL）0233-28-7870

（FAX）0233-28-7850

苦情は口頭でも受け付けますが、かつろくの里の窓口受付に「要望箱」を設置しています。

原則、祝日を除く毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

① ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課

※新庄市の場合 新庄市福祉事務所 高齢障害支援室 0233（22）2111

② 山形県国民健康保険団体連合会 苦情処理担当 0237（87）8006

② 福祉サービス 苦情・相談センターやまがた（山形県運営適正化委員会）023（626）1755

平成20年10月1日 改正

平成21年4月1日 改正

平成22年12月5日 改正

平成24年4月1日 改正

平成26年4月1日 改正

平成27年4月1日 改正

平成29年4月1日 改正

平成30年4月1日 改正

平成31年4月1日 改正

令和元年10月1日 改正

令和3年4月1日 改正

令和3年6月1日 改正

令和3年8月1日 改正

令和4年10月1日 改正

令和6年4月1日 改正

令和6年6月1日 改正

## 別表

## ユニット型 利用料（令和6年6月1日～）

## 1. 食費・居住費の費用

## (1) 介護保険負担限度額認定者以外（4段階）

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用	1日当たり	1,445円
居住に要する費用	ユニット型個室	2,006円
※令和6年8月1日より		2,066円

## (2) 介護保険負担額認定者

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	390円/日
	第3段階認定者①	650円/日
	第3段階認定者②	1,360円/日
居住に関する費用 (介護保険負担限度額認定者) ※令和6年5月31日まで	第1段階認定者(ユニット型個室)	820円/日
	第2段階認定者(ユニット型個室)	820円/日
	第3段階認定者①(ユニット型個室)	1,310円/日
	第3段階認定者②(ユニット型個室)	1,310円/日
※令和6年8月1日より	第1段階認定者(ユニット型個室)	880円/日
	第2段階認定者(ユニット型個室)	880円/日
	第3段階認定者①(ユニット型個室)	1,370円/日
	第3段階認定者②(ユニット型個室)	1,370円/日

## 2. 介護老人福祉施設サービス費（1割負担の場合）\*所得に応じて2割・3割負担の場合があります。

区分	項 目	金 額	
基本	要介護1	ユニット型個室	670円/日
	要介護2	ユニット型個室	740円/日
	要介護3	ユニット型個室	815円/日
	要介護4	ユニット型個室	886円/日
	要介護5	ユニット型個室	955円/日
加算	1. 初期加算	入所日から30日以内の期間 30日を超える入院後の再入所	30円/日
	2. 入院・外泊時加算	月6日を限度として (入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合)	246円/日
	3. 日常生活継続支援加算Ⅰ	利用者のうち要介護4以上の方が70%以上、 介護福祉士を定数配置	46円/日
	4. 療養食加算	医師の指示による療養食の提供	6円/回
	5. 個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員による機能訓練	12円/日
	6. 個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画の内容を厚生労働省へ提出	20円/月
	7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、 認知症の状況等の情報を厚生労働省へ提出している	50円/日
	8. 夜勤職員加算	基本配置職員数よりも多く配置	27円/日

9. 看取り介護加算 I	死亡日 45 日前～31 日前	72 円/日
	死亡日 30 日前～4 日前	144 円/日
	死亡日の前日及び前々日	680 円/日
	死亡日	1,280 円/日
10. 安全対策体制加算	研修を受講した担当者を配置し、安全対策体制整備されている場合に算定	20 円/1 回 (入所都度)
11. 褥瘡マネジメント加算	褥瘡リスクの評価を最低 3 月に 1 回行うとともに多職種協同のもと、褥瘡ケア計画を作成し厚労省へ提出する場合	(I) 3 円/月 (II) 13 円/月
12. 介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員の処遇改善を計画的に実施している場合に算定	1～10 までの単位数の 14% に相当する単位数が加算されます。

※9. 看取り介護加算については、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」「かつろくの里看取り指針」に沿ってご説明いたします。

### 3 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費
催事参加費用	実費
預かり金管理料	30 円/日
理美容代	2,000 円/回 (顔そりなし) 2,500 円/回 (顔そりあり)